

中間まとめ骨子（案）
国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について

令和 4 年 2 月 21 日
文化審議会著作権分科会国際小委員会

1. はじめに

第 21 期文化審議会著作権分科会における主な検討課題（令和 3 年 7 月 19 日文化審議会著作権分科会決定）を踏まえ、今期の国際小委員会では、以下の事項について審議を進めてきた。

- （1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について
- （2）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について
- （3）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

また、知的財産推進計画 2021（令和 3 年 7 月 13 日知的財産戦略本部）の中で、施策の方向性として「著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策についての検討」に言及され、短期、中期に取り組むことが求められていることを踏まえ、「（1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」の審議を優先して進め、令和 3 年 12 月文化審議会著作権分科会において中間まとめとして取りまとめたところである。

令和 4 年 1 月以降の国際小委員会では、「（2）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」に焦点を当て、委員による発表の機会を設けるとともに、政府及び関係団体等の有識者からヒアリングを行い、審議を進めた。発表等の主な観点は次のとおりである。

- ・海賊版の被害状況
- ・政府及び関係団体等の海賊版対策の取組
- ・今後の取組（課題、実施したいが実施できていないこと、新たな展開等）

併せて、来年度の文化庁事業において設置予定の「海賊版相談窓口」について、相談対象者、相談内容、求められる機能といった窓口の体制・業務内容や、設置に当たっての留意点等について議論を行った。

2. 主な論点（現状と課題、考えられる方策等）

令和4年1月以降の国際小委員会において挙げられた主な課題と、それに対して考えられる方策等は次のとおりである。

※事務局注：第5回国際小委員会（令和4年2月21日開催）の内容をおって追記する。

（1）海賊版の被害状況

各委員及び国内関係者の発表で示された海賊版の被害状況は、次のとおりである。

- 2021年7月現在、海賊版サイトの総訪問数は約6億アクセスとなっており、2018年3月当時の漫画村等による海賊版の訪問数4億弱アクセスを大きく上回る最悪の状況となっている（Similar Web データに基づく分析）。なお、海賊版サイトの状況を可視化することは問題解決のために重要であるが、現状では、技術面による制約があることを認識するべきである。
- 2019年のオンラインで流通する日本コンテンツ（映画、出版、音楽、ゲーム）の海賊版被害額は、3,300億円から4,300億円超に上っている（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）推計）。また、通信速度の高速化や高機能端末の世界的な普及により、オンライン環境が進化すればするほど、海賊版の被害は拡大する傾向にある。
- とりわけ漫画の海賊版サイトについては、2021年年間でただ読みされた金額は、約1兆19億円とされ（一般社団法人ABJ試算）、マンガの紙・電子を合わせた正規の市場規模6,126億円（2020年度、出版科学研究所調べ）を大きく上回っており、正規版の売上に甚大な影響を与えている。

さらに、主に海外のユーザーが読む英語翻訳された海賊版サイトのアクセス数は、アクセス数上位5サイトの合計だけで約6億アクセスとなっており、日本のアクセス数上位10サイトの合計を上回っている（一般社団法人ABJ調べ）。

（2）政府及び関係団体等の海賊版対策の取組

これまでの被害を踏まえ、政府及び関係団体では、次のとおり取組を進めているところである。

- 政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、2019年10月「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成。また、「リーチサイト対策」、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」を含む改正著作権法の成立・施行など、各取組の進捗を踏まえ、2021年4月に「総合的な対策メニュー及び工程表」を更新し、政府一丸となって実効性のある取組を進めている。
- 文化庁においては、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」を踏まえ、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等

の取組を進めているところである。

- 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)では、従来の海賊版対策の取組に加え、特に、国際執行の強化を目的にサイバーセキュリティの専門家と連携してサイト運営者やオンラインサービスの特定に注力している。また、法の運用がなく権利行使が不可能な場合は、直接交渉(ノック・アンド・トーク)を実施し、侵害行為の中止を図っている。さらに、悪質な海賊版サイトについては、指定して公表(ネーム・アンド・シェイム)する手段もある。加えて、広告出稿抑止や検索結果表示抑止等の間接的な対策を実施している。
- 一般社団法人 ABJ では、著名なキャラクターを起用した海賊版対策キャンペーンを実施するとともに、正規サービスであることを示す ABJ マークの策定している。また、海賊版サイトリストを作成し、それを利活用してユーザーからのアクセスを減らすための取組を進めている。

各出版社は、削除要請、海外での情報開示請求等の訴訟提起、警察と連携した刑事事件化等、継続的に取り組んでいる。

(3) 海賊版対策の課題と、その解決のために考えられる方策等

政府及び関係団体によって海賊版対策の取組を進めた結果、海賊版サイトの摘発に至った事案が出てくるなどの成果は見られるものの、現在の被害状況を踏まえると、更なる取組の強化が必要である。委員及び国内関係者の御発表やそれに基づく審議で明らかとなった主な課題等は、次のとおりである。

- 日本のコンテンツは海外でも人気があるが、日本の著作権者は、例えば米国の権利者と比較して権利行使をしない傾向にあり、結果的に海賊版の被害を拡大させている。一方で、著作権者からは、海賊版対策に関する費用が多額に上る点が課題であるとの指摘がある。
- 通信技術等が発達しており、海賊版問題には国境がなくなっている。海賊版対策は、諸外国と協働して講じるべきである。
また現在、海賊版サイトの運営主体はほとんどが海外に拠点を持つ海外企業であると考えられている。そのため、情報開示や現地捜査機関との連携等の面で障害があり、問題解決を困難にしている。
- デジタル化、ネットワーク化の進展と高機能端末の普及の影響で、著作権侵害といった犯罪がより身近になっている。特に若年層に対する著作権保護に対する普及啓発が重要である。
- 国内外の海賊版ユーザーの意識変容、海外の漫画ファンを正規版へ誘導するための正規版の充実が今後の課題である。

以上の課題等を踏まえ、文化庁が今後取るべきと考えられる方策等は、次のとおりである。

- 権利行使強化のための支援策
 - ・海賊版相談窓口の新設と強化
 - ・費用面を含め、権利者が的確に権利行使を行うための支援の実施
- 国際連携強化のための施策
 - ・政府間協議の更なる取組と、これまで実施してきたトレーニングセミナー等の見直し
- 海賊版対策に関する普及啓発

3. 今後に向けて

- 上記の方策等を具体化するため、令和4年度に海賊版相談窓口を開設して権利者による権利行使を促すとともに、より実効性ある権利行使を実現するための取組の充実を図っていくべきである。
- 同時に、国際連携の強化や海賊版対策に関する普及啓発についても、既存事業の必要な見直しを進め、より効果的な在り方を模索するべきである。
- 海賊版対策については、対策の取組状況や被害状況を踏まえつつ、本小委員会において、引き続き議論を行っていく必要がある。

※「(2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」の審議内容は、第5回国際小委員会を踏まえて中間まとめとして取りまとめ、3月18日開催予定の著作権分科会において報告予定。

以 上